

重要文化財 若宮八幡宮本殿

保存修理現地説明会を開催

若宮八幡宮（黒谷）は、永祿七（一五六四）年に再建された神社で、昭和三十七年に国の重要文化財に指定されています。

本殿は、昭和四十三年に解体修理を行いました。その後、年月の経過による劣化が見られるようになり、現在、保存修理（屋根の葺き替え）を行っています。

この修理は、文化財を間近に観察していただく絶好の機会であることから、屋根の葺き替え工事を公開し、次のとおり説明会を開催します。

ふるさとの史跡を見学していただき、歴史の重みと文化財保護の大切さを感じていただきたいと思います。



また、本殿の屋根は、近隣では珍しいコケラ（サワラの薄板）で葺かれています。コケラ製作も実演しますので、ぜひご覧ください。

【見学会】

日時 十二月七日（日）

十時～十二時

（雨天決行）

場所 若宮八幡宮

その他 コケラ製作実演は十時

三〇分から二十分程度

問い合わせ

教育委員会生涯学習課

（文化財事務所）

☎ 42・5830

税務課からのお知らせ

家屋を取り壊された方へ

税務課へご連絡を お願いします

毎年一月一日の基準日に存在している家屋に対して、固定資産税（市街化区域内では都市計画税を含む）が課税されます。

固定資産税の対象となる家屋とは、住居、店舗、アパート、倉庫、車庫などの建物を指します。

平成二十一年中に家屋を取り壊された場合、その家屋については平成二十一年度から課税されませんので、税務課までご連絡ください。

問い合わせ

総務部税務課

（社庁舎）

☎ 43・0395



償却資産をお持ちの方へ

申告が一部変更になります

償却資産とは、主に土地・家屋以外の物で、事業を行うために使用される資産（工作機械や運搬機器など）を指します。

インターネット公 売を実施しました

税金滞納による差し押さえ物件のインターネットによる公売を、十月二十二日から二十四日にかけて実施した結果、全国から七十二件の入札があり、出展した十六点のうち九点が落札されました。

落札額の合計は、八万五千六百一十円で、滞納の市税に充てられました。

市では、引き続きインターネット公売などを積極的に活用し、税の収納率の向上に努めてまいります。

問い合わせ

総務部税務課（社庁舎）

☎ 43・0398

製造事業所のみなさまへ

工業統計調査にご協力を

経済産業省では、工業統計調査を12月31日現在で実施します。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として調査します。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業、大学などの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されています。

みなさまからご提出いただく調査票については、統計法に基づき秘密は厳守されますので、正確な記入をお願いいたします。

問い合わせ 経済部商工観光課
（東条庁舎）☎47-1304